

議案第76号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和3年11月30日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号中

「 を 「 に

80,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額

ア 長期優良住宅建築等計画の認定の基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類（以下この表において「適合証」という。）

19,000円

イ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（当該住宅性能評価書に記載された住宅の性能が

80,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書（以下この表において「確認書等」という。）が添付されている場合は、19,000円）

<p>長期優良住宅建築等 計画の認定の基準に 適合すると認められ るものに限る。) (  以下この表において 「評価書」という。 ) 23,000円</p>	
<p>104,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 36,000円</p> <p>イ 評価書 71,000円</p>	<p>104,000円(確認書等が添付されている場合は、36,000円)</p>
<p>75,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 19,000円</p> <p>イ 評価書 23,000円</p>	<p>75,000円(確認書等が添付されている場合は、19,000円)</p>
<p>79,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 19,000円</p>	<p>79,000円(確認書等が添付されている場合は、19,000円)</p>

<p>イ 評価書 23,000円</p>	
<p>118,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 36,000円</p> <p>イ 評価書 71,000円</p>	<p>118,000円（確認書等が添付されている場合は、36,000円）</p>
<p>188,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 57,000円</p> <p>イ 評価書 113,000円</p>	<p>188,000円（確認書等が添付されている場合は、57,000円）</p>
<p>387,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 101,000円</p> <p>イ 評価書 213,000円</p>	<p>387,000円（確認書等が添付されている場合は、101,000円）</p>
<p>736,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次</p>	<p>736,000円（確認書等が添付されている場合は、177,000円</p>

<p>に定める額</p> <p>ア 適合証 177,000円</p> <p>イ 評価書 376,000円</p>	<p>)</p>
<p>1,252,000円。 ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 306,000円</p> <p>イ 評価書 614,000円</p>	<p>1,252,000円（ 確認書等が添付されている場合は、306,000円）</p>
<p>2,343,000円。 ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 565,000円</p> <p>イ 評価書 1,144,000円</p>	<p>2,343,000円（ 確認書等が添付されている場合は、565,000円）</p>
<p>3,598,000円。 ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額</p> <p>ア 適合証 798,000円</p> <p>イ 評価書 1,612,000円</p>	<p>3,598,000円（ 確認書等が添付されている場合は、798,000円）</p>

4, 838, 000円。  
ただし、次に掲げる書類  
が添付されている場合は  
、次に定める額  
ア 適合証 958,  
000円  
イ 評価書 1, 96  
7, 000円

4, 838, 000円（  
確認書等が添付されてい  
る場合は、958, 00  
0円）

改め、同表第2号中「適合証」を「確認書等」に改め、同表に次の  
1号を加える。

(6) 認定を受けた長期優良住宅建築等 計画に基づく建築に係る住宅の延べ 面積の敷地面積に対する割合の特例 許可申請手数料	160, 000円
--	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、こ  
の条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日  
前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。